

医政発 0330 第 8 号  
令和 3 年 3 月 30 日

各 都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長 殿

厚生労働省医政局長  
(公印省略)

### 医療法施行規則の一部を改正する省令の施行等について

今般、医療をとりまく環境の変化や全国統一システムの構築の必要性を踏まえ、医療機能情報提供制度に係る報告事項の見直しを行うため、また、特定機能病院及び地域医療支援病院のあり方に関する検討会においてとりまとめられた「特定機能病院及び地域医療支援病院の見直しに関する議論の整理」等を踏まえ、医療法施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 63 号。以下「令和 3 年改正省令」という。）により、下記 1 のとおり、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号。以下「則」という。）の一部を改正することとしました。

また、平成十九年厚生労働省告示第五十三号の一部を改正する件（令和 3 年厚生労働省告示第 112 号。以下「令和 3 年改正医療情報告示」という。）により、下記 2 のとおり、医療法施行規則別表第一の規定に基づく病院、診療所又は助産所の管理者が都道府県知事に報告しなければならない事項として医療法施行規則別表第一に掲げる事項のうち、厚生労働大臣の定めるもの（平成 19 年厚生労働省告示第 53 号。以下「医療情報告示」という。）の一部を改正することとしました。

また、上記改正に基づき、下記 3 のとおり、関連の通知等についても一部を改正することとしました。

令和 3 年改正省令及び令和 3 年改正医療情報告示については、3 月 29 日公布及び告示され、同年 4 月 1 日から施行及び適用されることとなりますので、貴職におかれましては、制度の趣旨を御了知いただくとともに管下の医療機関や関

係団体等に周知をお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

## 記

### 1 令和 3 年改正省令の概要

#### （1）医療機能情報提供制度に係る報告事項の見直し関係

- 管理、運営及びサービス等に関する事項（則別表第 1 第 1 の項）について
  - ・ 院内サービス等に係る報告事項のうち「対応することができる外国語の種類」を「外国人の患者の受入れ体制として厚生労働省令で定めるもの」に改める。
  - ・ 費用負担等に係る報告事項のうち「クレジットカードによる料金の支払いの可否」を「電子決済による料金の支払いの可否」に改める。
- 提供サービスや医療連携体制に関する事項（則別表第 1 第 2 の項）について
  - ・ 診療内容、提供保健・医療・介護サービスに係る報告事項として、「産婦人科又は産科以外の診療科での妊産婦に対する積極的な診療の実施の有無」を追加する。
- その他所要の改正を行う。

#### （2）地域医療支援病院及び特定機能病院の見直し関係

- 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 10 条第 3 項において、医師の確保を特に図るべき区域における医療の提供に関する知見を有するために必要な経験等を有すると厚生労働大臣から認定を受けた臨床研修等修了医師による管理が必要とされている病院の範囲を、「地域医療支援病院のうち医師少數区域等所在病院等に対して医師を派遣し、又は医師の確保を特に図るべき区域における医療の質の向上若しくはその環境の整備に資する事業を行う病院」から「全ての地域医療支援病院」に拡大する。（則第 7 条の 2 関係）
- 地域医療支援病院の管理者が行わなければならない事項として、「地域における医療の確保を図るために特に必要であるものとして都道府県知事が定める事項」を追加するとともに、都道府県知事は、当該事項を定め、又は変更しようとする場合には、あらかじめ都道府県医療審議会の意見を聴くこ

ととする。(則第9条の19関係)

- 特定機能病院の管理者が行わなければならない事項として、「医療機関内における事故の発生の防止に係る第三者の評価を受け、当該評価及び改善のために講すべき措置の内容を公表し、並びに当該評価を踏まえ必要な措置を講ずるよう努めること」を追加する。(則第9条の20の2関係)
- その他所要の改正を行う。

## 2 令和3年改正医療情報告示の概要

- 外国人の患者の受入れ体制の追加(令和3年改正告示第2条の2条関係)
  - ・ 令和3年改正省令により病院等(病院、診療所、歯科診療所及び助産所をいう。以下同じ。)に共通の報告事項として「外国人の患者の受入れ体制」を規定することに伴い、その具体的な報告事項として、「対応することができる外国語の種類」、「多言語音声翻訳機器の利用の有無」及び「外国人の患者の受入れに関するサポート体制の整備」を規定する。ただし、「外国人の患者の受入れに関するサポート体制の整備」については、病院のみの報告事項とする。
- 車椅子等利用者に対するサービス内容の追加(令和3年改正告示第4条関係)
  - ・ 病院等に共通の報告事項である「車椅子等利用者に対するサービス内容」の具体的な報告事項として、新たに「車椅子等使用者用駐車施設の有無」、「多機能トイレの設置」を追加する。
- 受動喫煙を防止するための措置の追加(令和3年改正告示第5条関係)
  - ・ 病院等に共通の報告事項である「受動喫煙を防止するための措置」の具体的な報告事項として、健康増進法(平成14年法律第103号)の改正を踏まえ、新たに「健康増進法第28条第13号に規定する特定屋外喫煙場所の設置」を追加し、「喫煙室の設置」を報告事項から削る。
- 保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院等の種類の追加(令和3年改正告示第7条関係)
  - ・ 病院等に共通の報告事項である「保健医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院等の種類」の具体的な報告事項について、助産所を除き、新たに「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」を追加する。
- 病院及び診療所が対応することができる短期滞在手術の追加(令和3年改正告示第12条関係)
  - ・ 病院及び診療所の報告事項である「対応することができる短期滞在手術」の具体的な報告事項について、令和2年度診療報酬改定を踏まえ、4泊5

日までの手術として、これまで告示第12条第1号に規定されていた「終夜睡眠ポリグラフィー」、「子宮鏡下子宮筋腫摘出術」を削除する。

○ その他

- ・ 上記に掲げるもののほか、令和3年改正省令により、これまで則に規定されていた報告事項を告示に委任することとされたことを踏まえ、当該報告事項を告示に規定するなど、その他所要の改正を行う。

### 3 関連通知等の改正

#### (1) 地域医療支援病院の管理者要件の見直しについて

- 1 (2) に関連して、別添3のとおり、「医療法及び医師法の一部を改正する法律の施行について」(令和2年1月16日付け医政発0116第1号厚生労働省医政局長通知)を改正する。なお、同通知の別紙については別添3に付すとおり変更する。

#### (2) 地域医療支援病院の管理者責務の見直しについて

- 1 (2) に関連して、別添4のとおり、「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について」(平成10年5月19日付け健政発第639号厚生省健康政策局長通知)を改正する。なお、同通知の様式については別添4に付すとおり変更する。

#### (3) 特定機能病院の管理者責務の見直しについて

- 1 (2) に関連して、別添5のとおり、「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について」(平成5年2月15日付け健政発第98号厚生省健康政策局長通知)を改正する。なお、同通知の様式については別添5に付すとおり変更する。

#### (4) 病院又は診療所又は助産所の管理者が都道府県知事に報告しなければならない事項の見直しについて

- 1 (1) 及び2に関連して、別添6のとおり、医療機能情報提供制度実施要領について(平成19年3月30日付け医政発第0330013号厚生労働省医政局長通知)の別紙様式(CSV形式)を改正する。
- また、1 (1) 及び2に関連して、別添7のとおり、医療機能情報提供制度の実施に当たっての留意事項について(平成19年9月25日付け厚生労働省医政局総務課事務連絡)の本編資料、別表1及び別表2を改正する。

(添付資料)

- ・(別添1) 医療法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第63号）【官報】
- ・(別添2) 平成十九年厚生労働省告示第五十三号の一部を改正する件（令和3年厚生労働省告示第112号）【官報】
- ・(別添3) 医療法及び医師法の一部を改正する法律の施行について（令和2年1月16日付け医政発0116第1号厚生労働省医政局長通知）関係資料
- ・(別添4) 医療法の一部を改正する法律の一部の施行について（平成10年5月19日付け健政発第639号厚生省健康政策局長通知）関係資料
- ・(別添5) 医療法の一部を改正する法律の一部の施行について（平成5年2月15日付け健政発第98号厚生省健康政策局長通知）関係資料
- ・(別添6) 医療機能情報提供制度実施要領について（平成19年3月30日付け医政発第0330013号厚生労働省医政局長通知）関係資料
- ・(別添7) 医療機能情報提供制度の実施に当たっての留意事項について（平成19年9月25日付け厚生労働省医政局総務課事務連絡）関係資料

○厚生労働省令第六十三号  
医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六条の三第一項並びに第十条第三項、第十六条の二第一項第七号及び第十六条の三第一項第八号の規定に基づき、医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月二十九日

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次の表のように改正する。

改

正

後

第六条（略）

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一〇八（略）

九 第九条の十九第一項第一号に規定する委員会の委員の就任承諾書及び履歴書

第六条（略）

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一〇八（略）

九 第九条の十九第一項に規定する委員会の委員の就任承諾書及び履歴書

厚生労働大臣 田村 憲久

（傍線部分は改正部分）

**第六条の三** (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一〇十五 (略)

十六 第一条の十一第一項各号に掲げる体制を確保していること、第七条の二の二の規定による公表並びに第九条の二十の二第一項第一号から第十三号の二まで及び第十五条の四第四号に掲げる事項を行つてることを証する書類

三〇五 (略)

(認定を受けた臨床研修等修了医師を管理者とする病院等)

**第七条の二** 法第十条第三項の厚生労働省令で定める病院は、地域医療支援病院とする。

2 (略)

**第九条の二** 地域医療支援病院の開設者は、次に掲げる事項を記載した業務に関する報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

一〇六 (略)

七 第九条の十九第一項第一号に規定する委員会の開催の実績

2・3 (略)

**第九条の二** 特定機能病院の開設者は、次に掲げる事項を記載した業務に関する報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一〇五 (略)

十六 第一条の十一第一項各号に掲げる体制の確保、第七条の二の二の規定による公表並びに第九条の二十の二第一項第一号から第十三号の二まで並びに第十五条の四第二号及び第四号に掲げる事項の状況

2・4 (略)

**第九条の十九** 法第十六条の二第一項第七号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該病院に勤務しない学識経験者等をもつて主として構成される委員会を当該病院内に設置すること及び当該病院内に患者からの相談に適切に応じる体制を確保すること。

二 地域における医療の確保を図るために当該病院が行うことが特に必要であるものとして都道府県知事が定める事項。

三 都道府県知事は、第一項第二号に規定する事項を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならぬ。

第九条の二十 特定機能病院の管理者は、次に掲げるところにより、法第十六条の三第一項各号に掲げる事項を行わなければならない。

一 次に掲げるところにより、高度の医療を提供すること。

イ・ロ (略)

ハ 第一条の十一第一項各号に掲げる体制を確保し、及び次条第一項第一号から第十三号の二までに掲げる事項を行うこと。

**第六条の三** (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一〇十五 (略)

十六 第一条の十一第一項各号に掲げる体制を確保していること、第七条の二の二の規定による公表並びに第九条の二十の二第一項第一号から第十三号まで及び第十五条の四第四号に掲げる事項を行つてることを証する書類

三〇五 (略)

(認定を受けた臨床研修等修了医師を管理者とする病院等)

**第七条の二** 法第十条第三項の厚生労働省令で定める病院は、地域医療支援病院のうち医師少数组区域等所在病院等に対して医師を派遣し、又は医師の確保を特に図るべき区域における医療の質の向上若しくはその環境の整備に資する事業を行う病院とする。

2 (略)

**第九条の二** 地域医療支援病院の開設者は、次に掲げる事項を記載した業務に関する報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

一〇六 (略)

七 第九条の十九第一項に規定する委員会の開催の実績

2・3 (略)

**第九条の二** 特定機能病院の開設者は、次に掲げる事項を記載した業務に関する報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一〇五 (略)

十六 第一条の十一第一項各号に掲げる体制の確保、第七条の二の二の規定による公表並びに第九条の二十の二第一項第一号から第十三号まで並びに第十五条の四第二号及び第四号に掲げる事項の状況

2・4 (略)

**第九条の十九** 法第十六条の二第一項第七号に規定する厚生労働省令で定める事項は、当該病院に勤務しない学識経験者等をもつて主として構成される委員会を当該病院内に設置すること及び当該病院内に患者からの相談に適切に応じる体制を確保することとする。

(新設)

2 前項の規定により設置される委員会は、地域における医療の確保のために必要な支援に係る業務に係る業務に関し、当該業務が適切に行われるために必要な事項を審議し、必要に応じて当該病院の管理者に意見を述べるものとする。

三 都道府県知事は、第一項第二号に規定する事項を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならぬ。

第九条の二十 特定機能病院の管理者は、次に掲げるところにより、法第十六条の三第一項各号に掲げる事項を行わなければならない。

一 次に掲げるところにより、高度の医療を提供すること。

イ・ロ (略)

ハ 第一条の十一第一項各号に掲げる体制を確保し、及び次条第一項第一号から第十三号までに掲げる事項を行うこと。

二 (略)  
二・七 (略)

2 (略)

**第九条の二十の二** 前条第一項第三号の二に規定する事項は、次のとおりとする。

一・十一 (略)

十二 第一条の十一第一項第三号に規定する職員研修のほか、次に掲げる事項について職員研修を実施すること。

イ 前各号及び第十三号の二並びに第十五条の四第二号及び第四号に掲げる事項に関する事項

ロ・ハ (略)

十三 (略)

**第十三条の二** 特定機能病院における医療の安全の確保に資すると認められる方法により医療機関内における事故の発生の防止に係る第三者による評価を受け、当該評価及び改善のため講ずべき措置の内容を公表し、並びに当該評価を踏まえ必要な措置を講ずるよう努めるものとすること。

十四 (略)

2 (略)

**第九条の二十二** 法第十六条の三第一項第六号に規定する厚生労働省令で定めるものは、従業者数を明らかにする帳簿、高度の医療の提供の実績、高度の医療技術の開発及び評価の実績、高度の医療の研修の実績、閲覧実績、紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績、入院患者、外来患者及び調剤の数並びに第九条の二十の二第一項第一号から第十三号の二まで及び第十五条の四各号に掲げる事項及び第一条の十一第一項各号に掲げる体制の確保の状況を明らかにする帳簿とする。

**第九条の二十五** 法第十六条の四第六号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・三 (略)

四 次に掲げる安全管理のための体制を確保すること。

イ・ロ (略)

ハ 第九条の二十の二第一項第一号、第三号から第十号まで、第十三号及び第十三号の二に掲げる事項を行うこと。

二 第一条の十一第一項第三号に規定する職員研修のほか、次に掲げる事項について職員研修を実施すること。

(1) 第九条の二十の二第一項第一号、第三号から第十号まで及び第十三号の二並びにホ及  
びヘに掲げる事項に関する事項

(2) (3) (略)

ホ・ヘ (略)

二 (略)  
二・七 (略)

2 (略)

**第九条の二十の二** 前条第一項第三号の二に規定する事項は、次のとおりとする。

一・十一 (略)

十二 第一条の十一第一項第三号に規定する職員研修のほか、次に掲げる事項について職員研修を実施すること。

イ 前各号並びに第十五条の四第二号及び第四号に掲げる事項に関する事項

ロ・ハ (略)

十三 (略)

(新設)

**第十三条の二** 法第十六条の三第一項第六号に規定する厚生労働省令で定めるものは、従業者数を明らかにする帳簿、高度の医療の提供の実績、高度の医療技術の開発及び評価の実績、高度の医療の研修の実績、閲覧実績、紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績、入院患者、外来患者及び調剤の数並びに第九条の二十の二第一項第一号から第十三号の二まで及び第十五条の四各号に掲げる事項及び第一条の十一第一項各号に掲げる体制の確保の状況を明らかにする帳簿とする。

**第九条の二十五** 法第十六条の四第六号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・三 (略)

四 次に掲げる安全管理のための体制を確保すること。

イ・ロ (略)

ハ 第九条の二十の二第一項第一号、第三号から第十号まで及び第十三号に掲げる事項を行ふこと。

二 第一条の十一第一項第三号に規定する職員研修のほか、次に掲げる事項について職員研修を実施すること。

(1) 第九条の二十の二第一項第一号及び第三号から第十号まで並びにホ及びヘに掲げる事項に関する事項

(2) (3) (略)

ホ・ヘ (略)

**第二十二条の三 法第二十二条の二第二号から第四号までの規定による施設及び記録は、次のとおりとする。**

**一・二 (略)**

三 病院の管理及び運営に関する諸記録は、過去二年間の従業者数を明らかにする帳簿、高度の医療の提供の実績、高度の医療技術の開発及び評価の実績、高度の医療の研修の実績、閲覧実績、紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績、入院患者、外来患者及び調剤の数並びに第九条の二十の二第一項第一号から第十三号の二まで及び第十五条の四各号に掲げる事項の状況、第一条の十一第一項に規定する体制の確保及び同条第二項に規定する措置の状況を明らかにする帳簿とする。

**別表第一 (第一条の二の二関係)**

**第一 管理、運営及びサービス等に関する事項**

**一・二 (略)**

**三 院内サービス等**

**イ 共通事項 (1)については助産所を除く。)**

(略)

**イ 外国人の患者の受入れ体制として厚生労働大臣が定めるもの**

(略)

**イ 車椅子等利用者に対するサービス内容として厚生労働大臣が定めるもの**

(略)

**口 (略)**

**四 費用負担等**

**イ 共通事項 (2)(iv)及び(v)については診療所を、(2)及び(3)については歯科診療所及び助産所を除く。)**

(略)

**イ 電子決済による料金の支払いの可否**

(略)

**口 (略)**

**第一 提供サービスや医療連携体制に関する事項**

**一 診療内容、提供保健・医療・介護サービス**

**イ 病院**

**(1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する事項として厚生労働大臣が定めるもの**

(略)

**(2) 地域医療連携体制**

(略)

**(3) 診療所**

(略)

**(4) 生産婦人科又は産科以外の診療科での妊産婦に対する積極的な診療の実施の有無**

(略)

**(5) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する資格の種類と**

生労働大臣が定めるもの

(2) (12) (略)

**第二十二条の三 法第二十二条の二第二号から第四号までの規定による施設及び記録は、次のとおりとする。**

**一・二 (略)**

三 病院の管理及び運営に関する諸記録は、過去二年間の従業者数を明らかにする帳簿、高度の医療の提供の実績、高度の医療技術の開発及び評価の実績、高度の医療の研修の実績、閲覧実績、紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績、入院患者、外来患者及び調剤の数並びに第九条の二十の二第一項第一号から第十三号まで及び第十五条の四各号に掲げる事項の状況、第一条の十一第一項に規定する体制の確保及び同条第二項に規定する措置の状況を明らかにする帳簿とする。

**別表第一 (第一条の二の二関係)**

**第一 管理、運営及びサービス等に関する事項**

**一・二 (略)**

**三 院内サービス等**

**イ 共通事項 (1)については助産所を除く。)**

(略)

**イ 対応することができる外国語の種類**

(略)

**イ 車椅子利用者に対するサービス内容として厚生労働大臣が定めるもの**

(略)

**口 (略)**

**四 費用負担等**

**イ 共通事項 (2)(iv)及び(v)については診療所を、(2)及び(3)については歯科診療所及び助産所を除く。)**

(略)

**イ クレジットカードによる料金の支払いの可否**

(略)

**口 (略)**

**第二 提供サービスや医療連携体制に関する事項**

**一 診療内容、提供保健・医療・介護サービス**

**イ 病院**

**(1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する資格の種類として厚生労働大臣が定めるもの及びその種類毎の人数**

して厚生労働大臣が定めるもの及びその種類毎の人数

**(2) 地域医療連携体制**

(略)

**(3) 診療所**

(略)

**(4) 新設**

(略)

**(1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する資格の種類と**

生労働大臣が定めるもの及びその種類毎の人数

(2) (12) (略)

第一 一 イ 病院	(13) 地域医療連携体制	
	(i)・(ii) (略)	(iii) ・ 産婦人科又は産科以外の診療科での妊娠婦に対する積極的な診療の実施の有無
	(14) (略)	(iv) 生労働大臣が定めるもの
	(5)  (略)	(v) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する事項として厚生労働大臣が定めるもの
第二 二 イ 病院	(6) 地域医療連携体制	
	(i)  産婦人科又は産科以外の診療科での妊娠婦に対する積極的な診療の実施の有無	(ii) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する資格の種類として厚生労働大臣が定めるもの及びその種類毎の人数
	(14)  (略)	(14) (新設) (略)
	(14)  (略)	(14)  (略)
第三 三 一 イ 病院	(13) 医療の実績、結果等に関する事項	
	(14)  (略)	(15)  (略)
口 診療所	(13) 医療の実績、結果等に関する事項	
	(14)  (略)	(15)  (略)
第二 二 イ 病院	(13) 医療の実績、結果等に関する事項	
	(14)  (略)	(15)  (略)
口 診療所	(13) 医療の実績、結果等に関する事項	
	(14)  (略)	(15)  (略)
第三 三 一 イ 病院	(13) 医療の実績、結果等に関する事項	
	(14)  (略)	(15)  (略)
口 診療所	(13) 医療の実績、結果等に関する事項	
	(14)  (略)	(15)  (略)
第二 二 イ 病院	(13) 医療の実績、結果等に関する事項	
	(14)  (略)	(15)  (略)
口 診療所	(13) 医療の実績、結果等に関する事項	
	(14)  (略)	(15)  (略)
第三 三 一 イ 病院	(13) 医療の実績、結果等に関する事項	
	(14)  (略)	(15)  (略)
口 診療所	(13) 医療の実績、結果等に関する事項	
	(14)  (略)	(15)  (略)
第二 二 イ 病院	(13) 医療の実績、結果等に関する事項	
	(14)  (略)	(15)  (略)
口 診療所	(13) 医療の実績、結果等に関する事項	
	(14)  (略)	(15)  (略)
第三 三 一 イ 病院	(13) 医療の実績、結果等に関する事項	
	(14)  (略)	(15)  (略)
口 診療所	(13) 医療の実績、結果等に関する事項	
	(14)  (略)	(15)  (略)

附則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

ト体制の整備  
三 多言語音翻訳機器の利用の有無  
四 外国人の患者の受け入れに関するサポート

第二条の二 規則別表第一第一の項第三号イ(4)に規定する厚生労働大臣の定める体制		改	正	後	
		新設	改	正	前
(2)に規定する厚生労働大臣の定める体制	は、次とのおりとする。ただし、診療所、歯科診療所及び助産所については第三号に掲げるものを除く。		厚生労働大臣 田村 憲久	（傍線部分は改正部分）	（略）
一 対応することができる外国语の種類	二 多言語音翻訳機器の利用の有無	三 外国人の患者の受け入れに関するサポート			

○厚生労働省告示第百十二号  
医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）別表第一の規定に基づき、医療法施行規別表第一の規定に基づく病院、診療所又は助産所の管理者が都道府県知事に報告しなければならない事項として医療法施行規別表第一に掲げる事項のうち、厚生労働大臣の定めるもの（平成十九年厚生労働省告示第五十三号）の一部を次の表のように改正し、令和三年四月一日から適用する。  
令和三年三月二十九日

第七条 規則別表第一第一の項第四号イ(1)に規定する厚生労働大臣の定める種類は、次のとおりとする。ただし、病院については第四十一号及び第四十二号に掲げるものを除き、診療所については第一号から第七号まで、第九号から第十三号まで、第十五号から第十九号まで、第二十一号、第二十二号、第三十二号、第三十三号、第四十二号、第四十六号、第四十九号、第五十号及び第五十二号に掲げるものに限り、歯科診療所については第一号から第六号まで、第十号、第十一号、第十五号、第十六号、第十八号、第十九号、第三十一号から第三十三号まで、第四十二号、第四十六号、第五十号及び第五十二号に掲げるものに限り、助産所については第四十九号に掲げるものに限る。

一～十七 （略）  
十八 原子爆弾被害者指定医療機関  
十九 原子爆弾被害者一般疾病医療機関

第五十二条 外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関  
（新設）

二十九五十一 （略）  
十八 原子爆弾被害者医療指定医療機関  
十九 原子爆弾被害者一般疾病医療取扱医療機関

二十九五十一 （略）  
第八条 規則別表第一第二の項第一号イ(1)、口(1)及びハ(1)に規定する厚生労働大臣が定める事項は、平成十九年厚生労働省告示第百八号第一条第二号の厚生労働大臣に届け出た団体が行う認定に係る医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する資格の種類及びその種類毎の人に

第四条 規則別表第一第一の項第三号イ(4)に規定する厚生労働大臣の定めるサービス内容は、次のとおりとする。  
一 施設のバリアフリー化の実施  
二 車椅子等利用者用駐車施設の有無  
三 多機能トイレの設置  
四 喫煙場所の設置

第七条 規則別表第一第一の項第三号イ(5)に規定する厚生労働大臣の定める措置は、次のとおりとする。  
一 施設内における全面禁煙の実施  
二 健康増進法平成十四年法律第百三十号第二十八条第十三号に規定する特定屋外喫煙場所の設置

第五条 規則別表第一第一の項第三号イ(5)に規定する厚生労働大臣の定める措置は、次のとおりとする。  
一 施設内における全面禁煙の実施  
二 喫煙室の設置

第四条 規則別表第一第一の項第三号イ(4)に規定する厚生労働大臣の定めるサービス内容は、施設のバリアフリー化の実施とする。

第五条 規則別表第一第一の項第三号イ(5)に規定する厚生労働大臣の定める措置は、次のとおりとする。  
一 施設内における全面禁煙の実施  
二 喫煙室の設置

**第十一条** 規則別表第一第二の項第一号イ

(4) 口(4)及びハ(2)に規定する厚生労働大臣の定める疾患又は治療内容は、次のとおりとする。

一、二十五 (略)  
二十六 その他  
イ 漢方薬の処方

ロ、ニ (略)

**第十二条** 規則別表第一第二の項第一号イ(5)及び口(5)に規定する厚生労働大臣の定める短期滞在手術は、次のとおりとする。

一 四泊五日手術までの手術

イ、カ (削る)  
ヨ (略)

ヨ (削る)  
イ (略)

**第十四条** 規則別表第一第二の項第一号イ(10)、口(10)及びハ(5)に規定する厚生労働大臣の定める対応は、次のとおりとする。ただし、歯科診療所については、第一号イからハまで、リ、ヨ、レ、ソ及びヰからマまで、第二号イ、ヨ及びタ、第三号イ、ベ、ル及び力並びに第四号イからホまでに掲げるものに限る。

一 在宅医療  
イ、ヌ (略)  
ム (削る)  
ル、ネ (略)  
ナ (精神科訪問看護・指導)  
ラ (精神科訪問看護指示)

ム (略)  
ウ、マ (略)  
二、四 (略)

**第十七条** 規則別表第一第二の項第一号イ(13)に規定する厚生労働大臣が定める身近な地域における日常的な医療の提供や健康管理に関する相談等を行う医療機関の機能は、次のとおりとする。ただし、病院については、第五号に掲げるものを除く。

一 日常的な医学管理及び重症化予防  
二 地域の医療機関等との連携

**第十一條** 規則別表第一第二の項第一号イ

(4) 口(4)及びハ(2)に規定する厚生労働大臣の定める疾患又は治療内容は、次のとおりとする。

一、二十五 (略)  
二十六 その他  
イ 漢方医学

ロ、ニ (略)

**第十二条** 規則別表第一第二の項第一号イ(5)及び口(5)に規定する厚生労働大臣の定める短期滞在手術は、次のとおりとする。

一 四泊五日手術までの手術

イ、ヨ (終夜睡眠ボリグラフィー)  
ロ、ヨ (略)

タ (子宮鏡下子宮筋腫摘出術)  
レ (略)

**第十四条** 規則別表第一第二の項第一号イ(10)、口(10)及びハ(5)に規定する厚生労働大臣の定める対応は、次のとおりとする。ただし、歯科診療所については、第一号イからハまで、リ、ヨ、ソ、ツ及びウからヤまで、第二号イ、ヨ及びタ、第三号イ、ベ、ル及び力並びに第四号イからホまでに掲げるものに限る。

一 在宅医療  
イ、ヌ (略)  
ム (略)  
ル、ナ (新設)

ム (略)  
ウ、ヤ (略)  
二、四 (略)

**第十七条** 規則別表第一第二の項第一号イ(13)に規定する厚生労働大臣が定める身近な地域における日常的な医療の提供や健康管理に関する相談等を行う医療機関の機能は、次のとおりとする。ただし、病院については、第一号に掲げるものを除く。

一 地域包括診療加算の届出  
二 地域包拵診療料の届出

**第三四五六七** 在宅療養支援、介護等との連携  
適切かつ分かりやすい情報の提供

地域包括診療加算の届出  
八 機能強化加算の届出

**第十二條** 規則別表第一第三の項第一号イ(14)に規定する厚生労働大臣が定める医療の評価機関は、次のとおりとする。

一 公益財団法人日本医療機能評価機構  
二 Joint Commission International (平成六年にJoint Commission Internationalとしていう名称で設立された医療の評価機関をいう。)

一 公益財団法人日本医療機能評価機構  
二 Joint Commission International (平成六年にJoint Commission Internationalとしていう名称で設立された医療の評価機関をいう。)

一 公益財団法人日本医療機能評価機構  
二 Joint Commission International (平成六年にJoint Commission Internationalとしていう名称で設立された医療の評価機関をいう。)

**第三四五六七** 在宅療養支援、介護等との連携  
適切かつ分かりやすい情報の提供

地域の医療機関等との連携  
八 機能強化加算の届出

**第十二條** 規則別表第一第三の項第一号イ(15)に規定する厚生労働大臣が定める医療の評価機関は、Joint Commission International (平成六年にJoint Commission Internationalとしていう名称で設立された医療の評価機関をいう。)とする。

一 公益財団法人日本医療機能評価機構  
二 Joint Commission International (平成六年にJoint Commission Internationalとしていう名称で設立された医療の評価機関をいう。)

一 公益財団法人日本医療機能評価機構  
二 Joint Commission International (平成六年にJoint Commission Internationalとしていう名称で設立された医療の評価機関をいう。)

一 公益財団法人日本医療機能評価機構  
二 Joint Commission International (平成六年にJoint Commission Internationalとしていう名称で設立された医療の評価機関をいう。)